

スタートアップ向け

意匠分野の
早期審査を
スタート!

2025年4月～

早期審査
の申請

通常6カ月

一次審査
結果通知

申請から約 **3** カ月以内に
一次審査結果を通知!

意匠とは？

産業財産権のひとつである意匠権の保護対象となる「意匠」とは、

①物品の形状、模様、色彩やこれらの結合、②建築物の形状等、③画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもののことです。また、物品、建築物又は画像の「部分」の形状等も「意匠」として保護することができます。

出願 & 権利化のメリット

他にもたくさん！



権利調査



他社へのけん制



オリジナリティの証明



資金調達



ブランド形成

スタートアップ向け早期審査とは？

意匠登録出願について所定事項の記載された「早期審査に関する事情説明書」が提出され、選定の結果、早期審査の対象となった案件については、審査官はすみやかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

詳しくはこちら



対象となる出願の要件

●「スタートアップによる出願」であって、「実施関連出願」が対象。

▶「スタートアップによる出願」とは、出願人の全部又は一部が次の①から③までのいずれかに該当する出願。

- ① その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主
- ② 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては 5 人）以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人
- ③ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人

▶「実施関連出願」とは、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠に関する出願。

（注 1）「意匠の実施」とは、意匠法第 2 条第 2 項に規定する日本国内において意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為等をいう。

（注 2）「実施の準備を相当程度進めている」とは、上記の製造等の実施のための具体的な計画に基づく準備作業が開始されていることをいう。

● 建築物、内装の意匠の出願は対象外。

意匠制度初心者向けガイド

みんなの意匠権

十人十色のつかいかた



こんな方におすすめ

- ✓ 初めて意匠制度に触れるかた
- ✓ 様々な活用方法を知りたいかた
- ✓ 意匠制度をこっそり学びたい知財関係者



意匠権のメリット、
基本がわかる！

4コマ漫画で
意匠制度活用方法がわかる！

出願に必要な手続きの
基本がわかる！

詳しくはこちら ▶
PDF版をお読みいただけます！

